

室蘭市地域防災計画内の  
「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画（素案）」への  
パブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

(1) 募集期間

令和5年12月16日（土）～令和6年1月16日（火）

(2) 公表場所

①市ホームページへの掲載

②市内公共施設への意見箱の設置（10箇所）

- ・室蘭市役所本庁舎（1階 正面玄関）
- ・むろらん広域センタービル（1階 戸籍住民課）
- ・わにホール室蘭市市民会館
- ・室蘭市役所蘭東支所（「えきがるセンター」 東室蘭駅自由通路東口）
- ・FK ホールディングス生涯学習センター「きらん」
- ・室蘭市サンライフ
- ・図書館白鳥台分室（白鳥台ショッピングセンターハック内）
- ・保健センター
- ・室蘭市障害者福祉総合センター（ぴあ216）
- ・胆振地方男女平等参画センター「ミンクール」

(3) 提出方法

公表場所に設置している意見箱への投函及び防災対策課への持参・郵送・  
ファックス・電子メールによる提出のほか、市ホームページからの電子申請

2. 提出意見数

13件（2人）

3. 意見等の概要と室蘭市の考え方

次ページ以降のとおり

「分類」欄の番号の説明

①：今回の構想及び取組の方向性として、意見等の趣旨を反映させていただいたもの	5件
②：意見等の趣旨が構想及び取り組みの方向性として、既に予定されていたもの	8件
③：今後、施策事業を検討・実施する際に参考とさせていただくもの	0件
④：意見等の趣旨を構想及び取り組みに反映できなかったもの、またその他の意見等	0件

意見等の概要と室蘭市の考え方

No.	意見等の概要	分類	室蘭市の考え
第2節 地震防災上、緊急に整備すべき施設等に関する事項			
6 緊急輸送を確保するために必要な道路、漁港 (P2)			
1	「緊急輸送確保するために必要な」対象として、「港湾」も必要と考えます。	①	災害時における輸送手段の内、陸上輸送に加え、海上輸送も重要と考えております。 ご指摘を踏まえ、災害時において緊急輸送を確保するために必要な施設として「港湾」の記載を追加いたします。
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項			
1 津波からの防護 (P4)			
2	「津波からの防護」の管理者として、「港湾管理者」の記載が必要と考えます。	①	施設整備の現場において、海溝型地震が発生した場合には作業員等の安全確保が必要となります。 ご指摘を踏まえ、安全確保が必要な施設の管理者として「港湾管理者」の記載を追加いたします。
2 津波に関する情報の伝達等 (P4)			
3	(2) ア 災害発生時に市内に滞在している外国人向けの対応として、防災無線で日本語の他に外国語での避難案内の呼びかけ・複数ヶ国語を話せる職員の採用(平時はクルーズ船対応にも活用可)が必要と考えます。	②	災害時における外国人への対応として、多言語による情報提供が必要になるものと考えております。津波警報サイレンを利用した情報の発信については、情報伝達手段の一つとして想定しておりますが、複数言語による情報発信については課題がありますことから、多言語による災害時の情報提供などに対応している「Safety Tips」や「NHK ワールド JAPAN」などのスマートフォンアプリの周知により対応を図ってまいります。また、通訳等については、ボランティア団体・NPO等の協力による支援活動も想定しております。

No.	意見等の概要	分類	室蘭市の考え
4	<p>(2) ウ</p> <p>「住宅の高気密化等を考慮」は津波警報サイレンを想定した記載と思われるが、もう少しわかりやすく記載していただきたい。</p>	①	<p>本市では、時間帯を問わず、情報を素早く広範囲に伝えるため、全国瞬時警報システム（Jアラート）と連動した「津波警報サイレン」の運用を行っています。</p> <p>尚、サイレンは音声でお伝えするシステムのため、強風や雨などの気象条件や、高層建築物などの周辺環境に影響されやすく、また、屋内でも住宅の気密性、遮音性の向上により、聞こえない、もしくは聞き取りにくい状況が生じるため、市の公式ホームページや防災セミナーなどにおいて周知を行っております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、現状がより分かりやすい表現となるよう修正いたします。</p>
3 地域住民等の避難行動等（P5～P6）			
5	<p>(2) ア</p> <p>日の出町1丁目には津波避難場所がないので、現在、土日祝日夜間には避難することができない裁判所等の利用に向け、今後の国との協議についても記載していただきたい。</p>	②	<p>津波災害時における避難については、浸水想定区域外あるいはより高い場所への避難が必要となりますことから、避難が困難な場合の緊急避難場所として、津波避難ビルの確保を進めてきたところです。</p> <p>また、裁判所等におきましては、施設個々の事情から、避難場所として利用できる日時が限られておりますが、いつ発生するか分からない地震・津波災害へ対応を踏まえ、施設管理者と協議を行っているところです。</p> <p>当該計画においては、施設管理者との個別の協議について記載する予定はありませんが、引き続き、施設の利用協力について協議を進めてまいります。</p>

No.	意見等の概要	分類	室蘭市の考え
6	<p>(2) イ 今後予定されている J R との避難時線 路横断協議について、計画に記載してい ただきたい。</p>	②	<p>津波からの緊急避難にあたっては、短時間 での円滑な避難が有効であり、鉄道線路横 断により、避難時間の大幅短縮ができ、津波 からの被害軽減が期待できる地区があるこ とは認識しております。</p> <p>当該計画においては、事業者との個別の協 議について記載する予定はありませんが、 地域要望も踏まえ、国や道と連携し、事業者 との協議を進めてまいります。</p>
7	<p>(5) イ 避難行動要支援者の避難支援等につい て、「原則として本人の親族又は居住地 を管轄する自主防災組織等が個別避難 計画に基づき避難を支援する」と記載さ れているが、各自主防災組織とは調整済 み事項でしょうか。</p>	②	<p>避難行動要支援者の避難誘導・支援につい ては、国の防災基本計画に基づき、自主防災 組織の活動内容として、本市地域防災計画 に位置付けております。(第2編第3章第1 1節2(2))</p> <p>また、災害時の避難支援等を実効性のある ものとするため、個別避難計画作成の取り 組みを進めているところですが、計画作成 にあたっては、様々な関係者と連携して取 り組むことが必要であり、特に避難を支援 する地域の町内会・自治会、自主防災組織等 の協力が必要となっております。</p> <p>今後もより実行性のある避難支援等を確立 するため、引き続き、町内会・自治会や自主 防災組織など地域の皆様との連携強化に向 けた各種取組を進めてまいります。</p>
4 避難場所及び避難所の運営・安全確保 (P6)			
8	<p>(2) トイレについて、仮設トイレの整備、携 帯トイレの備蓄等の記載について記載 を検討していただきたい。</p> <p>また、夏期の熱中症対策(エアコン等) についても記載していただきたい。</p>	②	<p>携帯トイレ等を含めた避難所で必要な物資 については、「(2) オ 食事・トイレ・寝床 等、生活必需品の確保」に記載しているほ か、「室蘭市備蓄整備方針」に基づき計画的 に備蓄を進めております。</p> <p>また、仮設トイレについては、本市地域防災 計画「第2編第4章第13節7清掃等施設 状況」において、協定に基づく借り上げを想 定しております。</p>

No.	意見等の概要	分類	室蘭市の考え
			夏期の熱中症対策については、現在備蓄している資機材を活用しながらの対応を想定しておりますが、気象状況を考慮しながら、必要に応じ、協定に基づき資機材の借り上げを行うなどにより対応してまいります。
8 交通 (P9)			
9	<p>(2) ア アに港湾管理者の記載が必要と考えます。 また、道南バスやタクシー等交通事業者との連携に関する記載も必要と考えます。</p>	②	<p>港湾管理者については、室蘭海上保安部及び室蘭開発建設部(室蘭港湾事務所)と連携して、海上交通の安全を確保することとしており、(2)アに記載を行っておりますが、記載の表現を修正いたします。</p> <p>また、項目(1)～(3)については、本市地域防災計画「第2編第4章第17節1輸送の方法・手段」との整合を図っており、バスやタクシー等との連携について記載する予定はありませんが、旅客自動車運送事業者の業務継続計画(BCP)や乗客の避難誘導マニュアルの作成など、利用者の安全確保に向けた取り組みを働きかけてまいります。</p>
9 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 (P10)			
10	<p>(1) 市が自ら管理等を行う施設に「市立病院」の記載も必要と考えます。</p>	①	<p>病院については、「不特定かつ多数の者が出入りする施設」に含まれるものと考えており、同項「イ 個別事項」では、病院等における必要な措置について記載しております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「病院」の記載を追加します。</p>

No.	意見等の概要	分類	室蘭市の考え
第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項 (P12)			
1 資機材、人員等の配備手配			
11	遊休市有地ないし民有地の借り上げで生じた敷地に自衛隊の施設部隊（災害発生時に使用する物品の保管）を誘致してはどうか。	②	災害が発生した際には、必要に応じて、自衛隊をはじめ、国や北海道などの関係機関に対して、支援を要請することとしておりますが、その活動拠点としては、主に既存の公共施設の活用を想定しており、災害の種類、被害状況等に応じて、拠点となる場所を選定することとしております。
第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項 (P13～14)			
12	後発地震情報の周知の強化（住民向け説明会、リーフレットの作成・配布、広報誌での紹介）が必要ではないか。	②	北海道・三陸沖後発地震注意情報については、運用開始から1年が経過しました。本市では、これまで、気象台などの関係機関と連携したリーフレットの配布やポスターの掲示、市公式ホームページへの掲載、防災セミナーでの説明などを行っておりますが、引き続き、情報発表時に市民の皆様に適切に対応していただけるよう、周知に取り組んでまいります。
第7節 地震防災上、必要な教育及び広報に関する事項 (P17)			
2 地域住民等に対する教育・広報			
13	<p>(2) ア</p> <p>地域住民等に対する教育・広報の対象として、自主防災組織がない地域を想定し、「町内会・自治会」の記載も必要と考えます。</p> <p>また、自主防災の要となる町内会、自治会の加入促進についても記載を検討していただきたい。</p>	①	<p>津波による被害を減らすためには適切な避難行動が重要となります。津波のリスクに正しく向き合い、日頃から備え、一人一人が主体的に迅速かつ適切に避難するためには、防災教育や防災訓練等を通じた避難意識の向上の取り組みが重要であり、これまでも「町内会・自治会」に協力を頂きながら防災教育などの取組を進めております。</p> <p>ご指摘を踏まえ、対象者として、地域の「町内会・自治会」を追加し、地域の協力を頂きながら、津波災害に関する防災教育や啓発活動を進めてまいります。</p>

No.	意見等の概要	分類	室蘭市の考え
			<p>また、町内会・自治会への加入促進については、自主防災組織の主体は町内会・自治会であり、地域コミュニティの活性化により地域防災の強化に繋がるものと認識しております。令和5年3月に策定した「室蘭市町内会・自治会活性化基本方針」において、加入促進についての取組が記載されていることから、当該計画においては、記載する予定はありませんが、関係部局と連携しながら加入促進の取組を進めてまいります。</p>